

6.2 区民、事業者、区の役割

本項では環境保全・創造を推進するため、区民、事業者、区がそれぞれ期待される主な役割について挙げます。

環境目標 1 自然とのふれあいのある都市

基本方針 1.1 地域の自然を守り育てていく

施策

- 1.1.1 生物が生息する環境の保全・創出
- 1.1.2 地域特性を生かした自然の保全・創出

区民の役割

- ・野鳥や昆虫、植物など身のまわりの自然について知り、動植物の生息・生育場所の保全及び創出に取り組みます。
- ・神社などの身近な緑を大切にしていきます。
- ・歴史ある水辺と緑の散歩道を行政とともに住民自ら守ります。

事業者の役割

- ・特に大規模な事業地をもつ区内の大学、病院、ホテルなどは、敷地内に存在する緑や水辺を保全するとともに、野鳥や昆虫などの生息・生育環境に配慮します。
- ・公開空地^{*1}などを利用し、オフィス街に野鳥の訪れる緑の創出や周辺環境に配慮した空間づくりを目指します。

区の役割

- ・公園や緑地などに生物が生息するのに適した多様な自然空間をつくります。
- ・学校、公園、街路樹など公共空間の緑や歴史ある濠などの水辺を保全します。
- ・区民による自然の保全・創出、及び自然の学習について支援していきます。

基本方針 1.2 自然とふれあえる空間を創出していく

施策

- 1.2.1 既存緑地、水辺空間の活用
- 1.2.2 新たなふれあい空間の創出

*1 公開空地：市街地整備事業や再開発事業で活用される特定街区や総合設計制度で、特例的な容積率が適用されるかわりに市街地環境整備のために生み出されるオープンスペース。区内には平成 10 年度末現在 61 件、合計約 17ha の公開空地がある。

区民の役割

- ・庭木、生け垣を始め、身近な緑を増やし、水辺の保全（浄化運動など）に協力します。
- ・緑地空間の確保の難しい地区では屋上緑化、壁面緑化を進め、プランター等の緑を増やします。

事業者の役割

- ・大学、病院、神社などはチョウが訪れる花木、鳥が食べる実のなる木、巣箱の設置など、野鳥や昆虫の生息・生育環境の保全・創出に努め、自然とのふれあいの場としてできるだけ区民に開放できるようにします。

区の役割

- ・川や濠の水辺に親水スポット（休憩施設、テラスなど）の設置に努め、区民やオフィスで働く人々の憩いの場を提供します。
- ・野鳥や昆虫などの生息環境に配慮した自然を主体とした公園の設置に努めます。
- ・小・中学校や大学などを自然とのふれあいの場としての活用を推進します。

環境目標 1 に関連する区の子な計画、調査等

計画等の名称	策定年月	策定部課
千代田区緑の基本計画	平成 1 0 年 3 月	住宅都市整備部都市計画マスタープラン担当課
千代田区都市計画マスタープラン	平成 1 0 年 3 月	住宅都市整備部都市計画マスタープラン担当課
千代田区緑の実態調査	平成 8 年 3 月	建築環境部環境保全課

環境目標 1 に関連する区の既定施策、事務等

実施事務等の名称	所管部課
公園整備計画におけるエコロジーへの配慮	環境土木部計画設計課
四季のふれあいスポット整備、河川親水緑化	〃
植木即売会	環境土木部道路公園課
市街地再開発事業の推進	都市開発部地域整備課
総合設計制度の許可	都市開発部建築課

環境目標2 潤いのある快適な都市

基本方針2.1 千代田区らしい景観を保全・創出していく

施策

2.1.1 歴史的・文化的景観の保全

2.1.2 風格ある都心景観の創出

区民の役割

- ・まちの界限性を重んじ、歴史的・文化的遺産である建物や街並みづくりに協力します。
- ・軒先に植木鉢などで草花を育てたり、生け垣を増やすなどで美しい街並みをつくり、地域特性を生かした景観を住民自ら守っていきます。

事業者の役割

- ・景観を阻害する色彩に注意し、洗練された業務、商業景観を創出します。
- ・緑の乏しい業務・商業地域では、通行に支障のない範囲で植木鉢やフラワーポットを置くなどして、事業所や商店などが自主的にまちの潤いづくりに努めます。
- ・まちの界限性を重んじ、歴史的・文化的遺産である建物の保全に努めます。

区の役割

- ・まちの界限性を重んじ、歴史的・文化的遺産である建物の保全に対して支援します。
- ・歴史ある社寺の緑や桜の名所など千代田区らしい緑を守ります。
- ・皇居周辺にふさわしい、緑豊かで落ち着きある街並みを維持するように誘導します。

基本方針2.2 安全で人にやさしい生活空間を創出していく

施策

2.2.1 安全なまちづくりの推進

2.2.2 歩行の安全性、快適性の確保

区民・事業者の役割

- ・商品による歩道空間の占拠、放置自転車による通行障害、路上駐車などの防止のために努めていきます。
- ・ブロック塀等をできるだけネットフェンスや生け垣に替えるように努めます。

区の役割

- ・身近なオープンスペースの整備を促進します。
- ・街路空間に適合した街路樹で緑化し、歩行の安全性・快適性を確保します。
- ・大型車の進入制限、時間帯による通行規制などで通学・通勤などに利用される細街路、

生活道路の歩行の安全性を確保します。

- ・ 通行の阻害となる要素を取り除き、快適な歩行を楽しめる道を増やします。

基本方針 2 . 3 緑化によって快適な都市空間を創出していく

施策

2.3.1 公共施設緑化の推進

2.3.2 民間施設緑化の推進

区民・事業者の役割

・ 事業所、住宅の接道部や駐車場は、生け垣やつる植物などの活用により工夫を凝らした緑化を進めて快適な空間の形成を図ります。

- ・ 自宅や事業所の屋上の緑化や壁面の緑化を図ります。

区の役割

・ 学校や公園、行政サービス施設など区立公共施設の接道部を中心に緑化を進めます。

・ 幹線道路など広い植樹帯や歩道空間をもつ道路では、管理者である国や都とともにできるだけ自然樹形を生かした緑豊かな街路樹の形成に努めます。

・ R C 造の住宅や事業所が多い本区の特徴を生かし、屋上緑化を推進していくとともに、その促進策についても検討を始めます。また、緑化空間の確保が困難な所では、塀やフェンスなど壁面緑化の促進を図っていきます。

環境目標 2 に関連する主な計画、調査等

主な計画の名称	策定年月	策定部課
千代田区緑の基本計画	平成 10 年 3 月	住宅都市整備部都市計画マスタープラン担当課
千代田区緑の実態調査	平成 8 年 3 月	建築環境部環境保全課
千代田区景観形成マスタープラン	平成 10 年 1 月	住宅都市整備部都市計画マスタープラン担当課
千代田区都市計画マスタープラン	平成 10 年 3 月	〃
千代田区地域防災計画	平成 10 年 5 月修正	総務部防災課

環境目標 2 に関連する区の既定施策、事務等

実施事務等の名称	所管部課
交通安全対策、道路監察、放置自転車対策	環境土木部管理課
屋外広告物の許可	〃
緑化の助成（植栽工事に対する助成）	環境土木部計画設計課

環境目標3 環境負荷の小さい循環型の都市

基本方針3.1 エネルギーや資源の低消費社会を実現する

施策

- 3.1.1 エネルギー使用量の削減
- 3.1.2 自然エネルギー、未利用エネルギーの活用
- 3.1.3 水使用量の削減

区民の役割

- ・家庭におけるエアコンの適正な温度設定や使用しない部屋のスイッチ切りに努めます。
- ・家電製品の待機電力OFFや使わない家電のコンセント抜きを実践します。
- ・風呂は溜め置きしてから沸かすように努めます。
- ・住宅などの建物にパッシブソーラーシステム^{*2}やアクティブソーラーシステム³を導入して、環境にやさしい、効率の良い冷暖房を図ります。
- ・風呂の残り湯や雨水を溜めておいて水撒きなどに活用します。
- ・食器などのひどい汚れは拭き取ってから洗うように心がけます。
- ・節水コマを自主的に取り付けて節水に努めます。
- ・買い物の車利用は避け、公共交通機関を利用します。

事業者の役割

- ・事業所におけるエアコンの適正な温度設定や昼休みの消灯に努めます。
 - ・OA機器や生産活動に使用する機器類は省電力製品を使用します。
 - ・就業者は通勤や社用での自動車利用をできるだけ抑制し、公共交通の利用を促進します。
- また、霞が関や丸の内オフィス街で進めている自転車利用運動を促進します。
- ・駐車時間など長いアイドリングをやめるよう徹底します。
 - ・蓄熱式空調システム^{*4}、地域冷暖房システム⁵やコージェネレーションシステム⁶等の導入について、その可能性を検討します。

*2 **パッシブソーラーシステム**：日射で得られた熱で壁の中の空気に対流を起こして、住まいに均一な温度の空気を循環させたり、熱を夜間まで蓄えて利用するシステム。断熱性、高气密性がカギとなる。

*3 **アクティブソーラーシステム**：太陽電池や太陽熱温水器などを屋根などに取り付け、太陽エネルギーを直接エネルギー源として利用するシステム。

*4 **蓄熱式空調システム**：オフピークの割安な夜間電力を利用して冷温水を蓄熱槽に蓄え、昼間の空調に役立てようとするシステムで、大型再開発地区の建物から、小規模ビル、店舗まで既に導入され始めている。電力のピークカットにより最大需要電力を抑制することはCO₂削減をはじめ、環境保全にも効果が大きいといわれている。

*5 **地域冷暖房システム**：地域冷暖房プラントから一定の地域内の複数の建物に熱媒体（冷温水・蒸気等）を供給するシステム。密度の高い都市の特性を生かした省エネルギーシステムで、環境保全及び機器の集中化による省スペース、防災、景観などに効果が期待されている。区内では大手町、丸の内、紀尾井町、東京国際フォーラム、霞が関など12の地区で事業実施されている。

*6 **コージェネレーションシステム**：ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池などで発電し、その廃熱を冷暖房、給湯などの熱源に利用するシステム。総合エネルギー効率が高く、省エネやCO₂削減など環境負荷低減効果が大きいといわれている。

- ・太陽光等の自然エネルギーや下水熱等未利用エネルギーの有効活用に努めます。
- ・事業所内では洗車その他での節水に心がけます。

区役

- ・庁舎をはじめ、各出張所、区立学校、図書館などでエアコンの適正な温度設定や昼休みの消灯に努めます。
- ・庁用車、清掃車に低公害車両の導入を図っていきます。
- ・小中学校や区立施設の冷暖房に、自然エネルギー活用策としてパッシブソーラーシステムやアクティブソーラーシステムの導入を検討します。
- ・再開発や地区計画など、新たな市街地整備計画において蓄熱式空調システム、コージェネレーションシステム、地域冷暖房システム等の普及を働きかけます。
- ・庁舎や出張所など水圧調整バルブや節水コマの導入を図り、節水に努めます。
- ・既に行われている水曜日ノーカーデーの実践を促進します。
- ・公共施設では節水コマやバルブ調節により節水に心がけます。

基本方針 3 . 2 リサイクルを推進し、ごみの減量化を目指す

施策

3.2.1 ごみ排出量の削減

3.2.2 リサイクルの推進

区民の役割

- ・ごみの分別を徹底してごみの減量化を図るとともに東京ルール に則り、資源化に努めます。
- ・ペットボトルの廃棄については東京ルール に則り、キャップを外し、洗浄し、つぶしてから決められた店頭の回収箱に入れます。
- ・お店では過剰包装を求めないようにします。また、自ら買い物袋（マイバッグ）を持参します。
- ・使い捨て商品を買わないよう努めるとともに、再生紙をはじめとする再生品の使用を推進します。
- ・生ごみや庭木の剪定枝、落ち葉などできるだけ堆肥化するようにします。
- ・区民が中心となり、フリーマーケット開催と参加をさらに促進します。

事業者の役割

- ・コピー用紙の両面使用を実施して紙ごみを削減します。
- ・「ちよだエコ・オフィス町内会」^{*7}に参加し、紙ごみの削減や古紙リサイクルの輪を広げ

*7 エコ・オフィス町内会：千代田、中央、港区などを中心に、区内の中小企業を対象としたオフィス古紙の共同リサイクル事業を進める組織で、「ちよだエコオフィス町内会」の事務局は区環境・リサイクル課に置かれている。

ます。

- ・製品の販売において、再生品の使用を推進し、ごみになるようなものは販売しないようにします。
- ・過剰包装をしない運動（簡易包装推進商店街への登録など）を商店街を中心に広がっていきます。
- ・現在進められている商店街のダンボール回収をさらに広がっていきます。
- ・使い捨て商品をつくらないようにします。
- ・建設廃棄物のリサイクル推進に努めます。
- ・東京ルール⁸により、販売店やメーカーはペットボトルのリサイクルを推進するための処置を積極的に講じていきます。
- ・メーカーのみならず、販売店も協力して家電製品のリサイクルを推進していきます。
- ・製品の製造においては再生品の使用を推進するとともに、廃棄の際のリサイクルを念頭においた製造を行うように努めます。
- ・区内の大学⁸や駅⁹など多くのごみが排出される施設では、ごみの分別を徹底するとともに、ごみの削減に取り組みます。
- ・一部のホテルなどで既に実施されている生ごみコンポスト化や客室常備品の簡素化などごみ削減を業界全体で推進していきます。

区の役割

- ・「千代田区一般廃棄物処理基本計画」(平成 12 年度～ 23 年度)に基づき、リサイクル意識の啓発、リサイクル関連施設の整備、計画推進のための制度・体制の整備などに努めます。
- ・資源化率を高めるとともに、リサイクルできるシステムづくりを支援します。
- ・現行の「ちよだリサイクル情報紙」を活用して不要品の再利用を積極的に推進していきます。また、区のホームページでも検索できるようにします。
- ・家具や自転車などが粗大ごみや廃自転車となる前に再生を図る「リサイクルセンター」を設置します。
- ・庁内や区立施設では両面コピーの実施、ミスコピーの裏面利用をさらに徹底します。
- ・庁舎を始め、区立施設では再生紙を始めとする再生品の使用を推進します。
- ・街路樹や公園樹木の剪定枝は極力堆肥化するように努めます。
- ・区の施設や学校給食から出る生ごみは堆肥化するなどとし、減量に努めます。

* 8 区内の大学：区内には短期大学を合わせ、15の大学があり、平成10年現在約88,000人の学生が通っている。

* 9 区内の駅：区内にはJR8駅と都営地下鉄8駅、営団地下鉄22駅の合わせて38駅があり、平成9年度合わせて約280万人/日の乗降客がある。

基本方針 3 . 3 廃棄物を適正に処理する

施策

- 3.3.1 一般廃棄物の適正処理
- 3.3.2 産業廃棄物の適正処理
- 3.3.3 廃棄物の不法投棄の防止

区民の役割

- ・ごみを自宅で自家焼却しないよう努めます。
- ・区で指定した有害・危険ごみ^{*10}は指定された方法で処理します。
- ・「ポイ捨て防止条例」に則り、ポイ捨てしない、させない地域社会をつくります。

事業者の役割

- ・事業により排出した廃棄物を小型焼却炉などを使って自家焼却をしないように努めます。
- ・産業廃棄物や病院等からの医療廃棄物が適正に処理されるようマニフェストシステム^{*11}を遵守します。
- ・区内で発生する建設残土を適正に処理します。

区の役割

- ・平成 12 年度の清掃事業移管に伴い、一般廃棄物の共同中間処理を関係機関とともに環境に配慮し適正に行います。
- ・自家焼却を防止し、小型焼却炉の使用中止を指導していきます。
- ・アスベスト廃棄物を適正に回収し、処理するよう指導します。
- ・家電製品、廃棄自動車、放置自転車などの不法投棄を監視します。

基本方針 3 . 4 安心して暮らせる生活環境（空気、水、土、静けさ等）を保全していく

施策

- 3.4.1 大気汚染の防止
- 3.4.2 水質汚濁の防止
- 3.4.3 土壌・地下水汚染の防止
- 3.4.4 騒音の防止

* 1 0 有害・危険ごみ：ガスボンベ類、石油類、シンナー、塗料、印刷用インクなどの有害性、危険性あるものを区が指定している。ごみとして出さず、購入した販売店などに返すことが定められている。

* 1 1 マニフェストシステム：マニフェスト票は、特別管理産業廃棄物の適正な処理を確認するために交付するもので、6 枚 1 組となっている。依頼者（排出業者）が A 票を保管し、残りを収集運搬業者に渡します。収集運搬業者は B 1 票を保管し、B 2 票を排出業者に送付、残りを処分業者に渡します。処分業者は C 1 票を保管し、C 2 票を収集運搬業者に送付、残りの D 票を排出事業者へ送付して、処分終了を報告します。D 票が排出業者に戻ってくることで廃棄物が適正に処理されたかが確認できるしくみです。

3.4.5 悪臭の防止

3.4.6 有害化学物質の適正管理

区民の役割

- ・自家用車の利用を抑制し、できるだけ公共交通や自転車などを利用します。
- ・台所ではひどい汚れは拭き取ってから洗うように努めます。
- ・合成洗剤の使用を抑制し、できるだけ石けんを使用するようにします。
- ・生ごみの分別を徹底し、指定された回収日に排出します。
- ・クーラー室外機、カラオケ、音響機器など近隣騒音防止に留意します。
- ・環境ホルモンやダイオキシンなど有害化学物質を発生させる恐れのあるプラスチック等の使用を削減するとともに、分別を徹底して回収日に排出します。

事業者の役割

- ・事業所からの排出ガスや排水を管理責任者を決めるなどして適正に管理します。
- ・物流の合理化を図り、保有車両の走行距離の削減を目指します。
- ・SPM^{*12}やNO_x^{*13}削減のため、環境への負荷が高いディーゼル車や重油ボイラー等の使用を削減していくとともに、低公害型車両の導入を推進していきます。
- ・土壌汚染、地下水汚染を引き起こす恐れのある有機塩素系溶剤^{*14}や重金属などの適正管理と適正処理を徹底します。
- ・騒音を発生する工場・事業所やカラオケ営業店では、近隣に対する配慮に努めるとともに、特に夜間の騒音防止については十分防止策を講じていきます。
- ・飲食店などでは生ごみ（残飯等）の排出について十分配慮し、悪臭の発生を防止します。
- ・下水悪臭を防ぐため、区の指導要綱に沿った排水槽の清掃、維持管理をします。
- ・有害化学物質を扱う事業者は、法に基づいて適正な管理を行います。
- ・めまいや吐き気、目の痛みなどを引き起こすシックハウスの原因となる化学建材類の使用を削減していきます。
- ・環境ホルモンやダイオキシンなど有害化学物質を発生させる恐れのあるプラスチック等の使用を削減するとともに、産業廃棄物として適正な処理方法を確保します。

区の役割

- ・大気汚染、水質汚濁の恐れのある工場、事業所には環境負荷低減のための管理や施設改善を指導します。
- ・環境への負荷が高いディーゼル車等の使用の削減を呼びかけていくとともに、庁用車、

*12 SPM：大気汚染物質の一つである浮遊粒子状物質のことで、大気中に浮遊している粒径 10μm 以下のもの。ディーゼル車排出ガスに多く含まれている。大都市地域を中心に環境基準を超えている箇所が多く、呼吸器系の疾患の原因になるといわれている。

*13 NO_x：窒素酸化物のこと。ものが高温で燃焼するとき発生するガスで、自動車やボイラー、家庭のガスレンジなどいろいろなものから発生する。汚染のひどい地域で生活していると呼吸器障害を起こすといわれている。

*14 有機塩素系溶剤：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど塩素を含む有機化合物で、IC（集積回路）工場、ドライクリーニング工場等で溶剤として使用されている。生物体内に蓄積されやすく、長期毒性がある物質として注目されている。

清掃車に低公害型車両の導入を図っていきます。

- ・ 土壌汚染、地下水汚染を防止するため、有機塩素系溶剤や重金属などを扱う工場、事業所に対し、その適正な処理を徹底します。
- ・ 夜間工事騒音、カラオケ騒音防止のため、引き続き夜間パトロールを実施します。
- ・ 下水悪臭や生ごみの悪臭を防ぐため、排水管、排水槽の定期的管理や生ごみの適正な分別、排出を徹底します。
- ・ 河川や濠において悪臭発生がないよう浄化を推進します。
- ・ 公園や緑地における除草、防虫のための農薬の使用をできるだけ抑制します。
- ・ アスベストを使用している建築物の解体、改修工事が適正に行われるよう指導します。
- ・ 環境ホルモンやダイオキシンなど有害化学物質を発生させる恐れのあるプラスチック等の使用自粛やその適正な処理方法などを区民、事業者呼びかけていきます。

基本方針 3 . 5 適正な循環によって水環境を保全していく

施 策

3.5.1 雨水の地下浸透施設の整備

3.5.2 雨水利用・中水道システムの推進

区民・事業者の役割

- ・ 敷地内の植栽地などを利用し、少しでも多くの雨水を地下に浸透させます。
- ・ 集合住宅や規模の大きな事業所では、建設時に雨水貯留槽、雨水浸透マス・浸透舗装など雨水流出抑制施設の導入に努めます。
- ・ 一般の事業所や住宅の庭や屋上などを利用し、雨水を溜め、水撒きなどに利用します。

区の役割

- ・ 公園や街路の歩道、区立公共施設において、雨水の地下浸透を促進するため、透水性舗装をさらに促進していきます。また、ホテルや大学など大規模民間施設などにおいても普及を要請していきます。
- ・ 透水性側溝、集水マスの設置を公共施設で促進するとともに、事業所や住宅などにも普及を働きかけていきます。
- ・ 建物の屋根や駐車場、校庭などを活用した集水・貯留施設とした雨水利用システム^{*15}について、都の融資制度などを区民、事業者に対して広め、その導入を推進していきます。
- ・ 再開発などで中水道システム^{*16}の導入について関係機関とともに指導していきます。

* 1 5 雨水利用システム：比較的簡単な処理で利用できるため、水洗トイレ、冷却塔補給水、修景用水などに利用できる。東京ドームや墨田区役所、国技館などで実施されている。

* 1 6 中水道システム：一度の使用で上水から下水になってしまう水利用を、中間で再処理することによってトイレの洗浄水などに再利用するシステム。

基本方針 3 . 6 環境への影響を配慮した事業を展開する

施 策

3.6.1 環境に配慮したまちづくりの推進

3.6.2 環境に配慮した事業等の実施

区民の役割

- ・区民は行政とともに環境に配慮したまちづくりに協力していきます。

事業者の役割

- ・事業者はその事業活動において環境に配慮していくとともに、環境に配慮したまちづくりに協力していきます。

区の役割

- ・省エネ型住宅の建設や省エネ型冷暖房の導入を、国や都の助成、優遇など諸制度を紹介するなどして、区民、事業者に呼びかけていきます。
- ・公共事業において環境に配慮した工法の採用、素材の活用に配慮していきます。
- ・環境に配慮した都市計画、施設計画を前提としてまちづくりを進めます。
- ・公共事業で発生する建設残土、建設廃棄物はリサイクルに努めるなど適正に処理します。

環境目標 3 に関連する主な計画、調査等

計画等の名称	策定年月	策定部課
千代田区都市計画マスタープラン	平成 1 0 年 3 月	住宅都市整備部都市計画マスタープラン担当課
一般廃棄物に関する実態調査	平成 1 1 年 2 月	企画部制度改革
第二次リサイクル推進計画	平成 1 0 年 8 月	建築環境部環境保全課

環境目標 3 に関連する区の既定施策、事務等

実施事務等の名称	所管部課
千代田区の環境（6 年度～8 年度）	建築環境部環境保全課
環境保全のあらまし	環境土木部環境・リサイクル課
法令に基づく規制指導（届出受理、認可）	〃
公害発生源に対する規制指導、立入検査等	〃
公害苦情受付処理	〃
監視測定及び公害調査	〃
雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱	環境土木部計画設計課
環境美化の推進、美化キャンペーンの実施	環境土木部環境・リサイクル課
自転車等放置禁止区域の指定	環境土木部管理課
ポイ捨て防止啓蒙活動のための「千代田区一斉清掃の日」の実施	環境土木部環境・リサイクル課
環境美化推進重点地区の指定	
「くらしの広場消費生活展」のごみ分別、環境保全、リサイクル実演など	地域振興部商工振興課

環境目標4 次世代に豊かな環境を引き継ぐ都市

基本方針4.1 環境保全活動を積極的に推進、支援する

施策

4.1.1 環境保全活動の実践

4.1.2 環境マネジメントの実施

区民の役割

- ・市販されている環境家計簿やエネルギーダイエットノート（都環境保全局版）をつけることで水やエネルギー使用量、ごみの排出などを管理し、家庭版環境マネジメントシステムを実践します。
- ・エコマーク、グリーンマークなど環境にやさしい商品を買う「グリーン購入」^{*17}に心がけ、ごみになるような無駄な物は買わないなどグリーンコンシューマー^{*18}を目指します。
- ・地域の環境保全活動にできるだけ参加します。
- ・町会や共同住宅ごとに行われている資源ごみ自主回収の促進を図ります。
- ・区などが主催するリサイクル施設見学会や環境関連イベント等に参加します。

事業者の役割

- ・東京都の「エコ・アップ事業所」^{*19}に登録して環境への負荷低減に努めていきます。
- ・ISO14001^{*20}や「環境会計」^{*21}などをはじめとする環境マネジメントの導入を検討します。また、環境セミナーなどにできるだけ参加します。
- ・現場における環境管理責任者の設置など環境部門の組織体制を充実させます。
- ・原材料や事務用品、機器に「グリーン購入」を進めていきます。
- ・地域の環境保全活動にできるだけ参加します。

区の役割

- ・庁舎を始め小中学校、図書館など区立施設で「グリーン購入」を進めていきます。
- ・区内の事業所に対し、ISO14001の認証取得を助成制度（都労働経済局）の紹介など通じて呼びかけていきます。また、区自身も将来的な取得について検討していきます。

*17 **グリーン購入**：環境への負荷をできるだけ小さなものを選び、優先的に購入するもので、これにより環境保全型商品の市場を生みだし、製造者側に環境保全型商品の開発・供給を促進させることを目的とする。

*18 **グリーンコンシューマー**：「緑の消費者」の意味で環境に配慮しながら生活する人のこと。

*19 **エコ・アップ事業所**：事業所が自らの事業活動に伴って生じる環境負荷を低減させるため、環境目標を自主的に定めて都に登録し、取組結果を自己評価するしくみ。

*20 **ISO14001**：国際標準化機構によって定められた環境規格（14000 シーズ）のうちの一つ。この規格の要求する事項を事業所（事業体）が定め、それらがシステムとして手順通りに行われているか第三者機関によって判定（認証）される。区内では約19事業所で認証を取得している。また地方自治体や公的機関では31が認証を受け、約70の機関が認証に向け取組み中。（平成11年10月末現在）

*21 **環境会計**：従来財務で反映しにくかった環境保全のための投資・経費と、その費用が生み出した価値を金額で表示するしくみで、企業にとって自社の環境保全への取組を定量的に示し、その費用効果の向上を図ることが可能となる。

基本方針4.2 環境に関する情報交換を推進する

施策

- 4.2.1 区民、事業者、区の情報交換の促進
- 4.2.2 他地域、他自治体との情報交換の促進

区民の役割

- ・環境セミナー、自然観察会、リサイクル施設見学会などに参加します。

事業者の役割

- ・定期的に研修などを実施し、従業員の環境知識の拡大、意識の向上に努めます。

区の役割

- ・区のインターネットホームページで、区民や事業者に対し環境に関する情報の提供を行い、環境保全の普及啓発をしていきます。
- ・区内の小中学校において環境教育、環境学習を実践するとともに、社会教育、生涯学習教育でも環境セミナー、自然観察会などを実践していきます。
- ・国際環境自治体協議会（ICLEI）^{*22}や環境自治体会議²³などに参加し、他自治体などの取組みについての情報を積極的に集めます。
- ・環境保全活動を実施する区民グループや環境NPOなどとの情報交換の場を設け、交流に努めます。

基本方針4.3 地球環境を保全していく

（地球環境保全に関わる役割）

地球環境の保全には国レベルでの対応の他に、私たちの日々の生活や事業活動などにおける行動が重要であることが指摘されています。これまで挙げてきた行動とともに、例えば以下に示すような行動を例として、地球環境に目を向けてそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

施策

- 4.3.1 地球温暖化防止のためのCO₂等の排出量削減
- 4.3.2 オゾン層の破壊防止
- 4.3.3 酸性雨の防止
- 4.3.4 野生生物の多様性の保全
- 4.3.5 熱帯林を含む森林の保全
- 4.3.6 廃棄物の越境移動の防止
- 4.3.7 海洋汚染の防止

*22 国際環境自治体協議会：地球環境の保全を目指す地方公共団体などの国際的ネットワークで、いわば世界の自治体のための国際環境協議機関ともいえる組織。1990年9月、国連の主催で開かれた「持続可能な未来のための世界会議」の席上、参加した42か国、200以上の自治体と国際地方自治体連合（IULA）などの国際機関の提唱で設立された。

*23 環境自治体会議：1992年に全国の環境自治体のネットワーク組織として設立。年に一度の総会や定期刊行物、セミナー等を通して、環境とまちづくりに関する自治体同士の情報交換をバックアップしている。

区民の役割

- ・日常生活において省エネルギーを実践し、発生するCO₂量を極力削減します。
- ・レッドデータブックをはじめ、国や都道府県が貴重種に指定している動植物について関心を持ち、その生息域においてはその環境を損なわぬよう努めます。
- ・日曜大工などで熱帯材の使用をしないように努めます。
- ・海や山の自然破壊につながる活動やレジャーは極力避けるように心がけます。

事業者の役割

- ・事業活動において省エネルギーを実践し、発生するCO₂量を極力削減します。
- ・生産者や販売店が中心となって冷蔵庫、カーエアコンのフロン回収推進に協力します。
- ・国際条約で取引の禁止されている動物を売買しないようにします。
- ・建設業ではコンクリート型枠材などに熱帯材の使用を削減するように努めます。

区の役割

- ・前述の自然エネルギー活用や資源の節約、リサイクルの推進などを通じてエネルギー消費を削減し、電力や石油の燃焼に伴って発生するCO₂量を削減します。千代田区は「京都議定書」による国としての取組み（2008～2014年までに1995年比でCO₂を含む温室効果ガス6%の削減）を踏まえ、CO₂の削減に取り組んでいきます。
- ・区施設や庁用車で使用している冷媒用特定フロンを自ら回収を目指すとともに、区民や事業所から排出される廃冷蔵庫からのフロンの回収、適正処理を推進していきます。
- ・区が行う工事ではコンクリート型枠に熱帯材の使用を極力しないよう努めます。
- ・東京23区から発生する一般廃棄物が他地域や発展途上国などへ運び出されないよう、都とともに監視していきます。